

# 自然科学研究機構分子科学研究所社会連携研究部門規則

平成31年1月18日  
分研規則第2号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構産学官連携研究部門に関する規程(平成31年自機規程第119号。以下「産学官連携研究部門規程」という。)及び自然科学研究機構分子科学研究所規則(平成16年分研規則第1号)に基づく産学官連携研究部門としての社会連携研究部門の設置に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(設置)

第2条 社会連携研究部門は、イノベーションの拠点となり、当該研究部門の特許等を含めた研究成果を基に民間機関等とコンソーシアムを形成することにより分子科学研究所(以下「分子研」という。)と産業界との連携強化を図り、新たな産学官連携研究を創出することを目的とする。

2 社会連携研究部門には、個別の研究テーマに係る「研究グループ」を設置する。

(運営)

第3条 社会連携研究部門は、民間機関等からの外部資金を活用し、分子研が主体となって運営するものとする。

(設置期間)

第4条 社会連携研究部門の設置期間は、原則5年とし、更新を妨げない。なお、研究グループの存続期間内においては、更新するものとする。

(研究グループ)

第5条 「研究グループ」は産学官連携研究部門規程に定める「産学官連携研究部門」とみなし、その設置・運営等には、産学官連携研究部門規程が準用されるものとする。

2 「研究グループ」には、それぞれ少なくとも教授相当又は准教授相当の職員等を置くものとする。

3 「研究グループ」に、民間機関等とのイノベーションを支援することを目的とするコンソーシアムを置くことができる。

4 「研究グループ」は、原則5年とし、更新を妨げない。

5 前項の更新単位は、5年とし、相当の理由がある場合は5年未満の更新を可とすることができるものとする。

(職務)

第6条 前条の職員等は、当該研究部門における産学連携活動のほか自由な発想のもとに研究ができるものとし、加えて、別に特段の制約がない限り、大学からの要請により受け入れた特別共同利用研究員に対する教育を行うことができるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、社会連携研究部門の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。